

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録 (生活福祉課)

日時：平成26年2月18日(火) 午後3時20分～午後4時00分
於：四條畷市立保健センター集団検診室

<出席委員> 小寺委員長(議長)、北川委員、前原委員、山上委員、石井委員、守屋委員、矢田委員、福田委員、久門委員、大滝委員、平山委員(順不同)

議長 それでは、時間となりましたので、会議を再開いたします。
次第の3番目「なわてみんなの福祉プラン」についてご審議いただきます。資料を見ますと、議題が2つございます。事務局よろしくお願ひします。

事務局 まず、なわてみんなの福祉プランにかかる事務局の紹介をさせていただきます。
(出席職員(熊谷・溝口・田中)の紹介) よろしくお願ひします。
それでは、1つ目の「第3期四條畷市地域福祉計画(案)への答申」について説明させていただきます。

事務局 (資料確認)
では、答申案について説明させていただきます。前回1月29日に開催させていただきました検討委員会で、地域福祉計画(案)についての諮問というかたちで、みなさまにご意見をお伺いさせていただきました。そこで貴重なご意見たくさんいただき、それを基にまとめさせていただきました。前回のみなさまの意見を紹介させていただきますと、まずは、地域を巻き込んでいかなければならないという意見。次に、地域の意識を向上させなければならない、今後は地域に入り込んで話しをしていくことが非常に重要である、地域の生の声をどうにかたちで吸い上げていくのかを考えて欲しい、福祉教育がすごく大事である、あと、アンケートの回収率や、パブコメの意見の数をみていて、市民の意識をもっと高めていけるような方向性が必要と感じましたということと、市全体を巻き込んで、意識を高めていくことが重要、計画の中身であるが、計画中自殺の増加となっておりますが、現在は減少しているので訂正が必要ということと、市民の意識を高めるためには福祉に関しての教育が

非常に重要であるということと、福祉に関する認知度を上げないことには、何をやっても上手くいかないのではないか、おおまかにはこういう意見をいただきました。非常に重要で厳しい意見だと考えております。こういった皆さんの意見について、こちらの方で検討させていただきましたところ、今後の地域の意識向上とか、地域を巻き込んでという趣旨のものについては、今回のなわてみんなの福祉プラン第3期地域福祉計画（案）の中に書かれており、基本的にこの計画は、地域への意識啓発、意識の向上への取り組みが中心となり、この計画を進めるにあたっては、地域と地域や他の団体等々と連携しながら進めていくと、こういう趣旨で書いていますので、この（案）をとりあえずこのままでいかせていただきたいなと考えております。ただし、湯元委員に指摘いただいた、自殺の増加、今現在減少している部分については、訂正をさせていただきました。その他については修正なしとさせていただきたいのですが、やはり皆さまからかなり重要なご意見いただきましたので、答申案の方にその旨付帯意見として記述させていただきました。答申案を紹介させていただきます。このA4の用紙を見ていただきますようお願いいたします。

まず「第3期四條畷市地域福祉計画（案）について（答申）」というかたちで、「平成26年1月16日付け、畷健生第927号で諮問のありました、第3期四條畷市地域福祉計画（案）につきまして、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。」ということで、下記として、「第2期四條畷市地域福祉計画の基本理念である、「みんなの力で地域からつくる暖かみのあるまち」を継承することとした、第3期四條畷市地域福祉計画（案）を次期計画とすることとし、計画的に地域福祉を推進すること。ただし、計画の施行にあたり、以下の付帯意見を付記します」というかたちで、付帯意見3点を書かせていただきました。

まず1点目、「計画策定後、地域に対して計画内容の周知・啓発を十分行うこと」

2点目、「地域の意見を取り入れながら、計画内容に基づき事業を実施すること」

3点目、「市民の福祉に関する意識を向上させるため、福祉教育の推進に努めること」

こういうかたちで検討委員会として市長に答申したいと考えております。今日はこの答申（案）について、みなさんのご意見をいただ

きまして、これで承認いただけるのであれば、答申として、この答申に基づいて地域福祉計画を策定させていただくという手続きに入らせていただきたいと思います。以上です。

議長（小寺委員長） はい、ありがとうございます。ただ今、事務局の方から答申（案）についてのご説明をいただきました。この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そうでしたら、次の案件ですね。平成 25 年度地域福祉計画の実績についてご説明をお願いいたします。

事務局 答申（案）の方、どうもありがとうございます。こちらで答申というかたちで、また手続きの方入らせていただきたいと思います。みなさんからいただきました、付帯意見の方は、重く受け止めまして、地域福祉の推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、続きまして、なわてみんなの福祉プランに係る平成 25 年度の進捗状況について、事前に配布しております資料の方、ご用意の方お願いいたします。A4 で 3 枚ものになっています。では、こちら資料にそって説明の方をさせていただきます。

まずは、地域福祉計画の基本目標 1 地域福祉活動への主体的参加を進めるということで、取り組みの方向といたしまして、地域の担い手になる人を育てるということで、きっかけがないなどの理由で参加できない方など、今まで福祉活動に関わりが薄かった方に参加を働きかけ、ボランティア活動が気軽に行えるよう、関係機関と協働で講座などを実施し、福祉の人材育成を進めます。というかたちで計画には書かれております。本年 8 月頃に開催させていただいた検討委員会で今年度の取り組みとして書かせていただいたものが、次の①と②になっています。

まずは①が市民のボランティア活動への参加を促進するためには、ボランティアに関する情報発信が重要です。現在、市では、ボランティア・NPO 法人・市民活動団体等、活動情報一覧を市のホームページ及び冊子により発信しているところです。地域協働課との連携により講座等を通じて、当活動情報一覧の保健、医療または福祉の推進を図る活動を行う、個人または団体数の増加を図ることにより、情報発信の

充実を図りますということ。

②市民の福祉活動を促進するためには、活動場所が必要です。現在、市では、高齢者、障がい者及び児童等の社会参加を促進するとともに、ボランティア活動の育成を目的として、福祉コミュニティーセンターを設置・運営しています。福祉コミュニティーセンターの指定管理者に働きかけ、周知を行うなど、施設利用者・件数の増加を図ります。というかたちで取り組みを示させていただいております。それに対する今年度の実績ですが、①の活動情報一覧の登録、個人、団体数は、24年4月1日では50団体ですが、25年4月1日では57、今現在、26年1月31日現在では60団体というかたちで、3団体が増加しております。新規登録がありましたのが、4団体ありまして、ベビーマッサージ教室 HUG HUG、四條畷市発達障がい児親の会「カラフル」、四條畷市発達障がい児親子サークル「スマイルキッズ」、「コミュニティーサポートの会」という4団体の登録をいただきました。

続きまして②コミュニティーセンターの年間利用件数ですが、平成23年度は1,227件、平成24年度では少し減りまして1,149件、平成26年1月31日現在では967件となっております、前年度の下にカッコ書きで同じ時期の数字をあげているんですが、23年度24年度にかけてやはり少し減っておりますが、今年度26年1月31日は若干増加していると、ただやはりそんなに多い件数ではないので、今後とも増加に向けて検討が必要かなと考えております。

先ほどの①の個人または団体数、これは57から60で3増えているんですけども、新規登録が4で申し上げたんですが、1団体削除があったということで、プラス3となっております。

続きまして、次のページで、基本目標2といたしまして、地域で支える福祉のまちづくりを進めるというかたちで、計画の中身や取り組みの方法といたしまして、一部の人の福祉から、みんなの福祉として考える意識づくりということで、災害時の要援護者の対策について書かれています。今年度の取り組みといたしまして、現在、市では自力避難が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等を、本人の希望により事前に登録し、災害時の支援を円滑に行う災害時要援護者支援制度を実施しております。

災害時に要援護者の安否確認や避難支援が円滑に実施できるよう、民生委員や各関係機関等と連携し、以下のとおり制度の充実に努めます。というかたちで、①といたしましては、登録者のさらなる把握に努めます。というかたちで、取り組みの方向を示させていただいたん

ですが、実績といたしましては、24年4月1日では205人、25年4月1日では199人減少いたしました。26年1月31日現在では、216人増加しております。内訳を見ていただきますと増加が高齢者の方は死亡や転居等で削除が多かったんですけども、障がい者の方が、障がい福祉課や障がい者相談支援センターの方が頑張っていたかまして、かなり伸ばすことができました。合計216人となっています。

②ですけれども、登録した情報を各関係機関と共有しますということで、去年まで地域包括支援センターの配布が非常に困難で検討中というかたちで示させていただきましたが、調整がつき、今年度中に配布予定です。他についてはもう配布済みなので、一応新しい情報に各月12月と2月と3月に更新済み、予定というかたちになっています。ただしこの制度なんですけれども、下の四角囲みを見ていただきますと、災害時要援護者支援制度は、平成26年に廃止となります。というかたちになっております。どういうことかと申しますと、平成25年6月の災害対策基本法という法律が改正されまして、その中に市町村長に対し、保有する情報を基に、要介護高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難である、避難行動要支援者の名簿の作成が義務付けられたことにより、現行の災害時要援護者支援制度は廃止することとなります。というかたちで、法律で行政が持っている情報を基に自ら避難することが困難な人の名簿を作りなさい。その名簿を基に避難支援をしなさいということで、法律で義務付けられましたので、今まで市の内部的な要綱で実施していた「災害時要援護者支援制度」を廃止して、この法律に基づいてやっていくというかたちになっております。名前が「避難行動要支援者」というかたちで変わったんですけども、どういう方が対象になるかといいますと、2段落目に書いてますように、四條畷市では、避難行動要支援者とは、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を対象とします。というかたちで、6項目あげていますが、これは国で指針が示されておりまして、その指針を基に障がい福祉課や高齢福祉課と検討しまして決めさせていただいたんですけども、まずは、要介護認定3～5を受けている者。2点目が、身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持している障がい者、療育手帳Aを所持する知的障がい者、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者。障がい者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者、上記以外で市長が支援の必要を認めた者、というかたちで決めさせていただきました。こういった方々については、行政が保有する介護の情報であったりとか、障がい者手帳の情報であったりとか、

そういったものを目的外に使用して名簿を作成することとなります。
この法の施行が、26年4月1日から施行となっていますので、それ以降名簿の作成に取り組んでいくこととなります。

続きまして、次のページですが、基本目標3の自立支援の仕組みづくりを進めるということで、取り組みの方向性といたしましては、セーフティネットの仕組みづくりとして計画に書かれています、困ったときはお互い様と地域に暮らす全ての方が何かしらの困り事相談に繋がることができるよう、市全域規模での相互見守りや支えあいのネットワークづくりに取り組みます。ということで、今年度の取り組みといたしましては、市では、地域住民による見守りや助け合い活動を行う小地域ネットワーク活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会を通じて地区福祉委員会に補助を行っています。今年度も補助を行い、住民相互の見守りや支え合い活動を支援していきます。

また、地域住民が何かしらの相談に繋がるよう、引き続き、地域とCSWの連携強化に努めます。というかたちで書かせていただいています。今年度の実績といたしましては、社会福祉協議会に対して、小地域ネットワーク活動推進事業補助金5,479,000円を交付いたしまして、各地区の小地域ネットワーク活動を支援いたしました。また、いきいきサロンなどのグループ援助活動にCSWが参加し、活動を支援しました。下の表に各地区の小地域ネットワークの活動実績を掲載させていただいています。小地域ネットワーク活動というのは、地区福祉委員会が主体となり、個別援助活動ですね、週2回以上の見守りとか、声かけ、またグループ援助活動、概ね週2回以上のふれあい会食会、いきいきサロン、そういった活動を主にやっておられます。その対象者数と協力者数、ボランティアの方々の数が載っております、今現在こういうかたちで動いております。

続きまして、基本目標4ですけれども、サービス、支援の組織力を高めるといふことで、取り組みの方向といたしましては、健康福祉関係機関のネットワークづくりといたしまして、住民の皆様の声に的確に対応できるよう、健康福祉関係機関の常設ネットワークを作り、横断的な連絡網を機能させ、総合的な支援体制作りに努めます、ということで、今年度の取り組みといたしましては、現在CSWは、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどのサービス圏域におけるネットワークを構築しています。今後、さらなる支援体制を整備するために、ネットワークの充実に努めます。具体的には、地域包括支援センターの圏域ごとに、地域包括支援センター職員とCSWとの意見交

換会を実施します。また、必要に応じて、担当民生委員との意見交換会も実施します。ということで、今年度の実績といたしましては、C S Wと地域包括支援センター等との意見交換会を地域包括支援センターの圏域ごとに、社会福祉協議会が中心となって開催いたしました。まず第1地域包括支援センター圏域、163を挟んで、北側になるんですけども、7月11日に参加者がC S Wと第1地域包括の職員、そして民生委員や地区福祉委員等14名が参加いたしまして、活動内容の紹介や個別事例の検討、その他意見交換をして交流を深めました。

第2地域包括支援センターの圏域、163より南側になりますけども、7月5日に参加者がC S Wと地域包括職員、そしてうちの生活福祉課の職員も参加させていただきました。内容といたしましては、活動内容の紹介、個別事例の検討、その他意見交換などを実施して交流を深めたというかたちになっています。

第3地域包括支援センター圏域、田原地域になるんですけども、こちらは従来から連携会議行われておりまして、民生委員の役員とC S Wと地域包括の職員の連携会議というかたちで、およそ2ヶ月に1回定期的に実施しております。参加者は民生委員の役員とC S Wと地域包括の職員2名で、だいたいは個別事例の検討やその他情報交換を常に定期的に実施されております。さらに今年度は、もう少し大きな田原地区における民生委員、主任児童委員、C S W、地域包括交流会というかたちで、10月4日に参加者は民生委員、田原地区の全員の民生委員の参加と主任児童委員、そしてC S W、第3地域包括の職員とパークヒルズ田原苑の職員2名、あとうちの職員も参加させていただいて、活動内容の紹介、連携事例の紹介、情報交換、その他させていただき連携を深めたというかたちになっています。

次に、基本目標5、地域交流を推進するというので、取り組みの方向といたしましては、住民が気軽に集う地域交流ひろばの設置、地域交流ひろばの実施となっています。今年度の取り組みといたしましては、地域交流ひろばが円滑に実施されるよう、今年度も四條畷市福祉基金を活用し、地域交流ひろば実施団体に助成を行うというかたちで、地域交流ひろばの現状といたしまして、5つ実施されております。今年度の実績といたしましては、各々の地域交流ひろばの実施団体に対して補助金を交付いたしました。

まずは、障がい者相談支援センター忍ヶ丘に対しては、77,000円の補助金を決定しておりまして、25年度の実績の方がまだ出ていない、全て出ていませんので、参考に24年度の参加者数を書かせていただいて

おりますが、だいたいどこの団体も前年度並みの参加者になっております。

府営清滝住宅に関しましては 80,000 円の補助金で、572 人の参加者があるかたちになっております。

次のページで、コミセンでやっております、おもちゃライブラリーさんが実施しているものにつきましては、40,000 円の補助金を決定いたしまして、だいたい 600 人位の参加があります。

四條畷荘で実施しております、朗読ボランティアあけぼののさんに対しては、87,000 円補助金を決定して、だいたい 700 人程度の参加者である。

パークヒルズ田原苑で実施しております、地域交流ひろばにつきましては、補助金なしで独自でやられておまして、だいたい 960 人の参加があるというかたちになっています。

以上がなわてみんなの福祉プランに係る平成 25 年度の進捗状況となります。以上です

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方からご説明がありました。この件に関しまして、委員のみなさん何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

山上委員 1つだけお聞きしたいんですけども、災害時要援護者支援制度が廃止になるということで、新しい避難行動要支援者というかたちになるんですね。これ具体的な障がい者の方とか手帳の関係とか、認定の関係でこれでもって名簿を作成するというので、それを共有する部分ですね、民生委員さんと地域包括支援センターと障がい者の相談支援センター、社会福祉協議会の自主防災となっている訳ですけども、この中で地域が入っていない。

事務局 自主防災組織に提供することとなっています。

山上委員 自主防災組織というたら、でもこれは一部の方ですね。災害時の関係ですんで、本部がどないなるかな、せめてこれね、福祉委員さんとかそんなん入っとならまだわかる訳やねんけども、地域がですよ、地区っていうのかな、それが全く入っていないということは、結局はまた地域との連携が取れてないことやね。

事務局 将来的にですが、それぞれの協力者に対して、どなたが助けに行くかまで決めたいなと思っています。それは地域の方々に対してお願いして、例えば、この近辺で障がい者の方で自ら避難できない方がいるので、近隣の方で助ける方、決めてくださいと。そこまで実施しようと考えているところでもあります。

山上委員 それは指定する訳ですか。指定される訳ね、そういう方を。

事務局 そうです。

山上委員 限られている訳ですね。

事務局 そうです。

山上委員 災害の時なんて、そんなこと言ってられへんからね。隣の人を救わなあかんからね。地域の方が、例えばここやったら、地区とか自治会とかね、そのへんの方がやっぱり知っとかないかん基本的にはね、助けるって言ったらかしい、語弊あるけども、支援するためにはやっぱり知っとかないといかんと。何かあった場合に、どこそこに誰がいてるよっていうことを分かるような状況を作らないと、これやったら、あくまでも組織だけのことでの運用しか書いてない訳ですので、民生委員さんと包括支援センターさん、包括支援センターっていても2人しかいてへんでしょう、2・3人でしょう、何ができるのということでしょう、これ。あの障がい者の支援センターも自分のとこの支援の中だけでいっぱいじゃないかと思うんですね、中身みてみたらね、自分のところの中でやっておられるわけですから、そこでもういっぱいになる。社会福祉協議会の方もどれだけいてるの。

事務局 社協も同じく職員は限られています。

山上委員 そうでしょう。職員何人、ボランティアの方にさせるの、いわゆる契約やられてる方ね。自主防災も各地区におられるけど、限られている。あくまでそういうような状況の中で、そっちの方やってられへん、支援やってられない。これもあくまでも机上だけじゃないのということ、あくまで地域をいかに動かすかということ、地域の方に協力やってもらうような仕組みを作らないとダメでしょうって、前回も言う

たはずな訳ですけども、そのところはやっぱりね、きっちりと認識しておかないと、これから高齢化社会になって、例えば田原1つにしても、相当単独の方も、個人で住まわれている方もこれから出てくる。そういう時に名簿も何も分からない。民生委員さんは分かっておられるか分からないけど、地域は分からない。地域が分からなかったら、自治会の役員とかが分からなかったら、結局は助けられないと、また避難もできないというようなかたちになる訳ですから、あくまでも避難するところまで、誘導ですね、やっぱりそのへんのところは、助けて、助けるって言ったら語弊があるけども、支援できるような仕組みをやっぱり作っていかないかんじゃないのということを、前回言ったつもりやねんけども、このところが限られた組織だけでしかみつめていない。やっぱり人と人ですからね、支援するとか助けるのは、人なんですよね。そのところやっぱりみつめないで組織とか絶対ダメですから、できないと思いますよ。そのところ一度検討やっていたらというようなことです。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局 委員に言われたように、まさに人と人の関係でございます。自主防災組織でいうところでは、あくまで地域で認定された防災組織でありますので、そこには当然福祉委員がおられたりとか、民生委員さんも確保されておられます。実際今回の改正というのが、もともと災害時要援護支援というところでは、ガイドラインだけでした。それではあかんということで法律が改正され、そして名簿をしっかりと市が把握しておくようにということで、今回名簿作成ということになりました。当然そういう中では、市で持つ情報に関しては、隣の課であってもこれは個人情報でなかなかやり取りできない。でも、今回は、法改正により取れるようにということになりました。そういう中で今後は、地域との情報のやり取りに関しては、従来と同じように、やはり同意という問題が生じます。そういう同意を取った中で普段から見守りも使えるように民生委員さんであったり、消防関係であったり、さらには地域というところで自主防にお願いしていく、あくまでおっしゃられているように、地域の方々の助け合いの中でしか、行政力も当然人数おりませんのでできないので、そのへんをもう少し訴えた中で、それがきっかけでまた地域福祉の増進に図るように、市も考えておりますので、そのへんのところご協力していただきたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

山上委員 1つ提案ですけどもね、例えば高齢者の老人の日あるでしょう。老人の日って言ったら語弊があるけど、

事務局 敬老の日

山上委員 何かお配りしますわね、その時はやっぱりそれはみんな把握はしていますよね、地域のみんなの分は。

事務局 そうですね、ほとんど把握しています。

山上委員 ということは、それはみなさん方は分かれているってことですよ
ね。

事務局 そうです。

山上委員 年は何歳でっていうことは分かっておられるわけですから、各班ごとにね。そのようなことを利用できないんですかというのが提案なんですけども、そこでも分かっているんでしょう。

事務局 実際は分かっているんですけどね。

山上委員 これは行政側からの考えかもわからへんけどもね、やっぱりこれ支援というより、避難行動の関係ですからね、待たなしですからね、そのところやっぱりそんな法律とか言うてる場合じゃない訳ですから、助けるか助けないかということですので、命が関わってることですからね、そんな固いことを言っているようじゃ助けられない。ということもしっかりと考えていただきたい。

事務局 はい。

石井委員 ちょっと私、その話しにはあんまり納得いかないんですけども、私は阪神大震災の時には、あの次の日に現地に入ってます。東北の時は3日後に入っています。でも、阪神の時は火災が酷くてどうにもならない。ほんで東北の場合は津波ですけども、あの停電の範囲が広すぎ

て、普通の所の家の所、全然地震とは関係のないような所でも、みんな避難させてしまったでしょう。そこの中でうろうろしているのは、泥棒ばかりで、なかなか報道はされてないんですけども、すごい数の泥棒でしたわ。ほんで僕らは、道なき道をトラックで入ったからね、だから人に道を聞かなあかん、人に道を聞いたらみんな逃げて行くんですね。ほんでトラックが着いて誰に渡したらいいのか分からない。ほんでとりあえず開けて飲んでください、飲んでくださいと言って、空にして帰ろうと思った瞬間に2・30人がトラックに乗って入り込んでくる、とりあえず安全な場所まで入れてくれ、乗っけて行ってってくれて、だからその人達の話によると、目の前で親が死んでいるのを見たけど助けられへんと。津波やからかもしれないですけども。だからこういう防災に関しては、障がい者とかそんないう前に、まず自分の命をきっちり守っていくというのが、大事なんと違うかなと思うんですね。その後、ある程度治まった段階でこの地域の人に行けるかなとか、もし、その人を助けるために、二重の災害に合う可能性が大なんですよね。まず災害というのは、まず自分の命を守ると。ほんで、もし目の前に、ほんとに手の届くところに人がおったら、助けられるんだったら、助けてあげる。わざわざ家まで行って、たぶん助けに行ったら死んでまうと思うんですね、本人もね。それをどうしてもせなあかんという頭を入れてしまうと、違った行動になってしまうと思うんですね。あの僕もあんまりそんなに詳しくはないんやけど、もし地震が起こった時に、あっ、あの時、市でこの人助けなあかんって決められていたわと行ってしまっ、死んだって、誰も理由にも気付いてくれへんと、なんでこの人ここで死んでるのという世界だけで終わってしまうでしょう、あとの検死が全くできてないわけやからね。市としてはやっぱりそういう時には、まず自分の命を守ろうというような行動体制を取っても、いいんじゃないかなと思うんですよね。ほんで何人かの地域の人が、ここにはこういう人が住んでいると確認の紙さえあれば、その後ここの人を探しに行っ、どうのこうのできるかもわからないですけども、地震が起こった直前はたぶん無理ですわ、はっきり言って。

事務局 本当にまさにその通りで、防災計画の中でもあくまでも自助、自分の命を助ける、自分がまず助かってからの行為というふうになっております。まずそのへんが1番重要やということで、そして、次、助けられる方がおられたら助ける。ただその時に、情報が事前であれば、あそ

ここにはこういうふうにも、避難行動に支障のある方がおられるのでその人をまず助けに行こうということです。

石井委員　そういうことで、たぶんいいと思うんですね。第2段階、第3段階にしとかなないと。

山上委員　今、言われていることは当然のことなんですよね。まず、自分が助からないと助けに行くこと絶対できないから。地域の結びつきということでは言うている訳で、ネットワークのことでは言うてない訳であって、あくまでそういう仕組みを作りましょうよと、あくまでも、そういうような共有、協働っていうんかね、共に助けに行かないかんという意識は自然に持つとかなないと、やっぱりダメでしょう。自分の命はもちろん、まず自分のことは自分で絶対守らないかん、これは当たり前、当然のことなんでね、そういうことを踏まえた上で、いわゆる次の段階では地域のネットワーク、ご近所、またおられたということが分かっとったら、一緒に逃げる時には一緒に逃げましょう、共に逃げようよと、というようなことで仕組みを作っていくかなあかん、それがこれなんです。

事務局　はい。

山上委員　そういうことを認識しないと、いきなりそんな固定式的に考えてね、自分の命を自分でまず守る、それを無視してね、やっぱりやるとおかしい状況になる。ほったらかしにして行くようなことだけは、やめておかないとダメじゃないかなというようなことなんで、要はここで言われている仕組みの関係、法律で変わったということに対して、いわゆる私が言ったのは、各委員会そういうことだけじゃなくって、ここの地域の方々もこのところに入るとかなないとダメでしょうということを私は言うてるだけのことでですから、もちろん自分の命は自分で、当たり前ですね、そういうことは、それを分かった上でそういうことを言うてるっていうことだけは、ご理解いただきたい。

事務局　はい。

石井委員　それと、1つちょっと心配なのは、やっぱり家を空けてしまうということなんです、鍵を閉めて出て行く訳にもいかへんし、だから避

難して避難地域に学校とかに集まったとして、家に帰って戻って見たら全部盗られているとしたら、ものすごく寂しい気分になってしまうという、涙流してはる人いっぱいいてはりました。だから、あの、そういうのって防ぐの難しいと思うんやけどもね、ただなんかそれを狙ってくるやつがいっぱいいますからね、だから僕が三宮のスーパーに行った時に、社長が次の日から商売しろよと言って、昨日地震やったから、そんなん何も商品残っているでしょうって言ったら、みな盗られて、あるかそんなもんって、一斉に物が無くなっているけど、別にそのことについて報道が触れたこともないし、だから明日から社長が商売せえと言うから、意地でもって言うて、みんな小さいトラックでみんな集まった訳なんですけどもね、それでもその現状としては、災害というのは、ものすごく厳しいもので、やっぱりもう今でも忘れられないという、目の前に焼き付いてね、その光景が、なんか日本人はみんな美德みたいだという話ししていますけども、やっぱり窮地になった時はやっぱり違った行動もされるという覚悟は必要なんかなと思うんですね。あとは、落胆が激しいです。家に帰ったらテレビも何も無い、なんやこれって崩れ落ちます。そんな人をもう何人も見ました。そのへんは、ある程度ということは、なんぼ日本でもそういうことが起こるということはやっぱり、生きていかないとダメなんじゃないかなと思うんですけどもね。難しいところですけどもね、災害時にはね。

議長 他、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
ないようですので、これで「なわてみんなの福祉プランについて」の審議は終了させていただきます。
みなさん、ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。